

各学校法人理事長様

大阪府教育府私学課長

令和7年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費  
(私立高等学校等施設高機能化整備費)）の計画調書の提出等について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

【令和7年度事業募集】

1 募集対象事業

交付決定日以後に着手し、令和7年度内に完了する以下の事業を募集対象とします。

① 高機能化整備事業

- ア 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内LAN整備のみ）
- イ 校舎等のバリアフリー化整備

② 防災機能強化施設整備事業

- ア 耐震補強工事 ※耐震診断のみの事業も対象
  - イ 非構造部材の耐震対策 ※耐震点検のみの事業も対象（令和7年度新設）
  - ウ 防災機能強化事業
  - エ 防犯対策
  - オ アスベスト対策
  - カ 耐震改築工事 ※令和8年度末まで延長
- ③ エコキヤンパス推進事業（照明設備の省エネルギー（LED）化工事） ※6月以降契約予定事業のみ
- ④ 施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））

2 応募要件

募集対象事業のうち、校内LAN整備、バリアフリー化整備、施設環境改善整備事業、エコキヤンパス推進事業については、事業に応募する学校法人が設置する全ての小学校、中学校、高等学校が以下に記載する（1）又は（2）のいずれかを満たしていない場合、事業に応募することはできません。

- （1）耐震化率が、令和6年度末時点で94.6%未満の場合には、原則として、上記②ア「耐震補強工事（耐震診断のみの事業を含む）」又は②カ「耐震改築工事」のいずれかについて、少なくとも1つ以上の事業を応募する必要があります。

当該条件を満たすことのできない特段の理由がある場合には、構造体の耐震化について令和10年度までに完了させることを学校法人として決定している必要があります。

- （2）屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が、令和6年度末時点で未完了（落下防止対策実施率が100%未満）の場合には、原則として屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策（耐震点検を含む）に応募していること。

当該条件を満たすことのできない特段の理由がある場合には、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、令和10年度までに完了させることを学校法人として決定している必要があります。

- ※ 令和8年度以降の募集事業より、校内LAN整備、バリアフリー化工事、エコキャンパス推進事業及び施設環境改善整備事業については、事業募集時の要件として、屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材（外壁等）の耐震対策に関する要件を追加する予定です。対策が未完了の場合は計画的な改修とともに積極的な申請のご検討をお願いいたします。
- ※ 事業採択に際し、要件を満たす応募事業の中から①指定避難所等の有無、②指定避難所等のバリアフリー化に係る実施状況及び③屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材（外壁等）の耐震対策に係る実施状況により優先順位付けを行うことを予定していますのでご承知おきください。

### 3 提出書類

計画調書及び添付書類

- ※ 別添の令和7年2月7日付け6高私助第24号「令和7年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（通知）」を熟読の上、必要書類を揃えるようにしてください。

### 4 提出期限及び提出方法等

#### （1）提出期限

事業の契約予定時期によって異なります。なお、それぞれの契約時期までに決定される予定です。

- ① 令和7年4月・5月契約予定事業

令和7年2月17日（月）10時【厳守】

- ② 令和7年6月以降契約予定事業

令和7年3月28日（金）18時【厳守】

- ※ 提出期限までに必要な書類が揃っていないものについては、計画調書を受理しません。

- ※ 各提出期限までに3者以上の入札（若しくは見積合わせ）の実施が困難な場合は、1者からの参考見積書又は設計業者による積算内訳書を提出してください。また、その場合にあっても、各提出期限の2週間以内に3者以上の入札書（見積書）を提出してください。

#### （2）提出方法

- ① 電子メールによりデータを提出

- ② 郵送等により紙媒体を提出（1部）

- ※ 容量が大きい場合、受信できないことがありますので、電子メールを複数に分けるなど、確実に提出できるようお願いします。

#### （3）提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

(電子メール) [shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)

- ※ メール件名を「【学校名】令和7年度私立学校施設整備費補助金計画調書の提出について」としてください。

### 5 留意事項

- ・計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。
- ・申請事業については、交付決定後に契約を締結（着手）してください。

- ・国庫補助金額は、各事業における上限の設定が無い場合、1事業あたりの上限額は、予算の範囲内で調整します。また、今後着手する複数年度にわたる事業については、各年度に設定した上限額に基づき、1事業あたりの国庫補助金額を算定しますので、当該年度の申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますのでご承知おきください。

#### 【令和8年度実施計画調査】

事業着手（契約）予定が令和8年度のものについて、実施計画（施設・設備の整備計画）の調査を実施します。検討段階の事業も含め積極的に回答してください。

1 回答期限 令和7年4月16日（水）

2 回答方法 学校法人ごとに以下の回答URLより直接回答してください。

セキュリティ等の関係により直接の回答が困難な場合には、私学課までご連絡ください。

回答URL：<https://forms.office.com/r/DST5DzZsr5>

※文部科学省からの依頼文や様式等は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/o180160/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html#r7>

#### 【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ 岡本、水田、宮川

電話：06-6941-0351（内線4852）／06-6210-9274（直通）

E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp